



内 閣 府 （ 防 災 担 当 ）

被災者支援のあり方検討会（第8回）

議事要旨について

1. 日 時

令和6年7月25日（木）9：30～11：30

2. 出席者

鍵屋座長、阿部委員、浦野委員、栗田委員、酒井委員、阪本委員、菅野委員、
安江委員、山本委員

（以下オブザーバー）

横浜市（防災企画課長）、茅野市（防災課防災専門官）

※その他各省庁

3. 議題

（1）令和6年能登半島地震への対応と今後検討すべき課題について

（2）意見交換

（3）その他

4. 議事要旨

意見交換における各委員からの主な意見は以下のとおり。

（広域避難・2次避難）

- 広域避難の法規定が弱い。例えば、被災者台帳は被災市町村しか作れないため、事前に作ったり、広域自治体や国も作ったりできないため、事前に作っておけるようにすべき。
- 災害ケースマネジメントの体制を、広域避難の場合も含め、平時から整備しておくべき。
- 広域避難者への支援が忘れられており、地域支え合いセンターを広域避難者が多いところに設置するなど、ソフト面の充実を図る必要がある。
- 2次避難先から戻ってきた被災者の介護度が上がっており、2次避難者の受け入れ自治体が把握し、対応できる仕組みが必要ではないか。

（福祉の位置づけ）

- 災害救助法に福祉の規定がないこと、社会保障に被災者支援の規定がないこと、災害派遣福祉チームの体制が弱いことなど、被災者のケアについて検討すべき。
- 福祉施設が担う相談支援、入所、通所などのニーズに対応するため、激甚災害法などの災害法制に福祉サービスを位置付けるべき。

（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援事業）

- 在宅避難者には支援が必要な方が多く、被災高齢者等把握事業と被災者見守り・相談支援事業は、災害救助法による救助の対象とし、自治体が次の大災害に事前に準備ができるようにすべき。

（人口減少に合わせた支援メニューの見直し）

- 人口減少局面での支援・復旧メニューが整備されていない。例えば、被災者が戻るための雇用創出の仕組み、将来の空室が見込まれる公営住宅以外の恒久住宅への支援、経営が必要となる上下水道の復旧など、自治体の持続可能性を踏まえた制度設計とすべき。特に、住宅セーフティネット制度は、空き家も使えるように試すなど、さらに拡充して使えるようにすべき。

（災害ケースマネジメント）

- 社会福祉法の包括的な支援体制整備、重層的支援体制整備などに災害ケースマネジメントの体制整備を位置付けるなど、被災者支援を規定すべき。
- 仮設住宅では、画一的な仕様から、物干しざおに手が届かない方、麻痺している側に手すりがあって使えないなど、一人ひとりの状況を災害ケースマネジメントとして民間と連携して対応していくことも必要。

（被災者支援の見直し）

- 被災者生活再建支援法など、住家の損傷具合が分からなければ支援が受けられず、その調査に人が割かれるため、地域福祉推進支援臨時特例交付金のように、困窮度などに応じて支援を行う方が適切ではないか。
- 被災者生活再建支援金制度とは別の自治体による上乗せ支援や、人によって入る仮設住宅の種類が異なるなど、支援格差があるため、全ての被災者に公平な支援となる仕組みとすべきではないか。

（被害認定調査・罹災証明書）

- 被害認定調査は、保険会社との連携の他、もっと簡易化し、住めるかどうかを中心に判断し、再取得価格ベースで評価するなど、見直すべき。

- 罹災証明書に記載された被害区分について、再度の調査を申請する際、被害区分が下がる可能性はあるものの、被災者が申請を躊躇しないように配慮すべき。

（備蓄）

- トイレトレーラー、折り畳みベッド、非常食ではない温かい食事など、全ての自治体で備えをしておく必要がある。

（人材育成）

- 仮設住宅の入居者の把握を被災者見守り・相談支援等事業で行っているが、さらに早い段階や、平時から、個別避難計画や地域防災計画と重ねて実施できるようにすべき。そのためには、地域おこし協力隊のような仕組みも参考に、人材育成を進めていくべき。
- 避難者自身が対応できたり、率先して支援者となったりできる方を増やす必要があり、避難生活支援・防災人材育成エコシステムは重要。

（避難所の質の向上）

- 避難所の質の向上について、例えば、寝床がないことによる人体への影響を科学的に示し、段ボールベッドだけでは不十分であること、布団やリネンを提供することも制度上可能であることを被災自治体が理解し、都道府県や内閣府がサポートするなど、法制度のしっかりとした運用が必要。また、食事についても、被災直後に届いた食料はドーナツ等の菓子パン類が多く、本来健康維持のために摂取すべきビタミン、ミネラル、食物繊維、タンパク質等が圧倒的に不足していた。特に高齢者には、これが原因と思われる食欲不振や嘔吐などの症状も見られた。発災初動期であっても温かく栄養価のある食事が提供できるよう質の向上に取り組むべき。

（災害救助法の運用）

- 穴水町で実施したセントラルキッチン方式について、在宅避難者へのデリバリーも、車両、マンパワーを災害救助法の枠組みで手当てが可能であったが、他地域に広げるためには、運用のサポートが必要。

（障害者への支援）

- 障害の多様性や理解の不十分さによって、うまく支援が受けられないことから、避難所運営の仕方や、厚生労働省や全国社会福祉協議会が行う事業への反映が十分できていないことなど、改善していく必要がある。

- 精神障害など、様々な要支援者が避難所に行けなかったことを考慮し、どのような福祉従事者が必要で、どこに提供するのかを整理し、検討していただきたい。

（民間連携）

- 個別避難計画や要支援者名簿について、民間団体に共有されることはほとんどない。個人情報を守ったうえで活用することが重要。
- 平時には、社会福祉協議会において、要支援者の情報を把握しており、発災後はどう情報共有を行うのか、整理することが必要。
- 人口減少の中、支援者も減っていく。支援者自体の人材確保と、活動や情報の連携にも焦点を当てて考えていく必要がある。
- 自治体が、段ボールベッドや毛布を出すだけの対応ではなく、制度上は布団・シーツなどにも対応できるはず。理想とする姿がわからないため、そうしたアドバイスもNP0が行うことができるようにすべき。また、リーフレットなどを作ったら、それをNP0に共有して説明してもらうという連携などが必要。

（福祉避難所）

- 福祉避難所やDWA Tについて、避難できなかった方や要配慮者への支援が難しい場合があったことから、一時的に県外の福祉避難所に避難するなど、応援協定などにより人手不足を解消する必要がある。

（在宅避難）

- 令和6年6月末のアンケートでも、水が出ない、トイレ、台所が使えない、炊き出しとカップ麺、レトルト食品を食べている、という状況で、特に在宅避難者への支援を強化し、体調悪化、災害関連死を防ぐ必要がある。

（被災者支援の質の向上）

- 被災者への支援の実効性と質の向上という観点で、細やかな支援や配慮を一つずつ見ていく必要がある。
- 一人一人の尊厳を守るため、支援の質の充実を図る必要があり、そのために、NP0を行政のパートナーに位置付けるべき。具体的には、都道府県の災害対策本部会議では、アルファ化米が多く届いている状況で、物が十分届いているという話になるが、何か月もこの状態で良いのか、議論になっておらず、民間の炊き出しも長期化する中、セントラルキッチン方式が提案された。こうした連携をきちんと位置付けるべき。トイレについても、仮設トイレを設置するだけでは不十分。寒い中、便座に座ることも非常に苦痛。その間、民間では、使い捨てトイレを届けたり、衛生的にトイレを使うためのトイレトレーニングを実施するなど、民間の力がなければ、こうしたトイレ対策はできなかった。

- 様々な経験をしながら、能登半島で十分な支援が出来ていないところ、次は南海トラフ、首都直下。大きな被災を受けたのは5万5千人。これに比べると数百倍の被災者が出る。この検討会で、先も見た議論もしながら、運用改善など、真剣に取り組む必要がある。

（災害中間支援組織）

- 被災高齢者等把握事業は石川県からJV0ADが受託して成果を上げたが、本来は全国域のJV0ADではなく、各都道府県域の災害中間支援組織が担うべき。まだない箇所への設置に向けた推進や設置している箇所の充実も進めるべき。

（今般の地震の検証）

- 南海トラフ、首都直下を考えて対策を考えるべきで、今回の被災地の十数万人の人口に対し、全国のマンパワーをフルに使っている状況であり、簡易にできるところを簡易にし、体制の準備が整っていなかったところを反省するなど、経験を生かす必要がある。

以 上